

# 福岡県公報

平成25年12月6日  
第3554号

## 目次

### 告示(第1820号-第1839号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) ..... 2
- 救急病院の所在地表示の変更 (医療指導課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 電線共同溝整備道路の指定 (道路維持課) ..... 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ..... 8

## 公 告

- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) ..... 9
- 平成25年度福岡県ふぐ処理師試験の実施について (保健衛生課) ..... 9
- 落札者等の公示 (システム管理課) ..... 10
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 11
- 普通肥料の検査の結果 (経営技術支援課) ..... 11
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 12
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) ..... 13
- 危険物取扱者試験の実施 (消防防災指導課) ..... 16
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見(平成25年11月福岡県告示第1725号) 中正誤 ..... 16

## 雑 報

## 正 誤

## 告 示

### 福岡県告示第1820号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市牛隈字下橋ヶ下1070番1、1070番4から1070番9まで、1072番1及び1072番4から1072番7まで、字岡元1420番3及び1420番14から1420番18まで、字下岡元1424番2、1424番5から1424番15まで及び1424番17から1424番22まで並びに字三ッ塚1513番3から1513番12まで、1519番3から1519番26まで、1519番29から1519番36まで、1523番1から1523番6まで及び1531番1から1531番3まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉麻市牛隈934-7  
西九開発株式会社  
代表取締役 西村 輝男

福岡県告示第1821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業芥屋地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
糸島市	志摩芥屋	天神前	2363-1	田	1384のうち207.96
糸島市	志摩芥屋	中島	2110-1	田	1040のうち143.79
糸島市	志摩芥屋	天神前	2471	田	953のうち72.35
糸島市	志摩芥屋	中島	2099-1	田	826のうち144.17
糸島市	志摩岐志	尾崎	1274-1	田	2497のうち185.71
糸島市	志摩芥屋	天神前	2475-1	田	866のうち144.43
糸島市	志摩芥屋	中島	2176-1	田	1262のうち145.01

糸島市	志摩芥屋	笠松	1542-1	田	1457のうち206.39
糸島市	志摩芥屋	笠松	1543-1	田	348のうち134.52
糸島市	志摩芥屋	笠松	1514-1	田	1143のうち156.2
糸島市	志摩芥屋	中島	2098-1	田	176のうち146.71
糸島市	志摩芥屋	中島	2185-1	田	823のうち147.25
糸島市	志摩芥屋	天神前	2449-1	田	585のうち224.91
糸島市	志摩芥屋	天神前	2408-1	田	1707のうち212.05
糸島市	志摩芥屋	中島	2111-1	田	660のうち145.39
糸島市	志摩芥屋	天神前	2450-1	田	1711のうち221.43
糸島市	志摩芥屋	天神前	2474-1	田	695のうち97.77
糸島市	志摩芥屋	笠松	1382-1	田	715のうち70.88
糸島市	志摩芥屋	笠松	1482-1	田	932のうち92
糸島市	志摩芥屋	笠松	1379-1	田	693のうち206.71
糸島市	志摩芥屋	笠松	1484-1	田	1144のうち205.12
糸島市	志摩芥屋	笠松	1513-1	田	375のうち49.75
糸島市	志摩芥屋	天神前	2422-1	田	1438のうち152.81
糸島市	志摩芥屋	天神前	2407-1	田	1030のうち216.52
糸島市	志摩芥屋	笠松	1515-1	田	477のうち197.38
糸島市	志摩芥屋	笠松	1380-1	田	929のうち90.42
糸島市	志摩芥屋	中島	2175-1	田	560のうち143.94
糸島市	志摩芥屋	笠松	1381-1	田	719のうち71.21
糸島市	志摩芥屋	笠松	1376-1	田	1958のうち214.19

福岡県告示第1822号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から所在地表示の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原 800-1	糟屋郡粕屋町長者原 西4-11-8	平成25年9月28日

**福岡県告示第1823号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ福津店

(2) 所在地 福岡県福津市宮司二丁目641

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1824号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石字西原253番6

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1825号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年11月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原598番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1826号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年11月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ岡垣店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町東山田二丁目429番9ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1827号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年11月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ柳川大和店

(2) 所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1828号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ小郡七夕店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130-2ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1829号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ甘木インター店
- (2) 所在地 福岡県朝倉市一木字合畝1221番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1830号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ吉井店

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町681番地1

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1831号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成25年11月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ大刀洗店

(2) 所在地 福岡県三井郡大刀洗町大字高樋字西奥野2477番地

## 3 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

**福岡県告示第1832号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

南筑後	県道	枝光線 今古賀	前	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市杷屋町25番1-5 先まで	13.5 ～ 20.0	340.0
			後	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市杷屋町25番1-5 先まで	18.0 ～ 20.0	
			後	柳川市三橋町柳河977番 1先から 柳川市杷屋町25番1-5 先まで	15.5 ～ 20.0	

## 福岡県告示第1833号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成25年11月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
NPO法人 絆・なかがわ
  - 代表者の氏名  
森 千春
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北4丁目2番7号
  - 定款に記載された目的

この法人は、市民活動の担い手の育成事業や活動を促進する事業を行うことで、地域住民が自由かつ主体性を持って関わっていくことができるよりよい社会の実現へ寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1834号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	区 間
北九州	県道	飯塚 福間線	福津市中央二丁目3429番4先から 福津市中央三丁目5055番34先まで

## 福岡県告示第1835号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市黒川字大北3242、3210（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1836号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字貫字裏山3831の1・3831の48・3831の55（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1837号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
うきは市浮羽町妹川字東園2692の8、字乙原2748の3、2752の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第1838号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
うきは市浮羽町妹川字柳迫3703の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第1839号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
粕屋町花ヶ浦ヒラキ土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成24年2月1日から平成26年3月31日まで

- 3 施行地区  
粕屋町花ヶ浦四丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
粕屋町大字長者原299番8
- 5 設立認可の年月日  
平成24年1月23日
- 6 変更認可の年月日  
平成25年11月25日

## 公 告

### 公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分根拠となる法令の条項  
福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項
- 2 聴聞の期日及び場所  
平成25年12月18日 午後1時30分  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階  
海区漁業調整委員会室
- 3 傍聴の方法  
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 4 聴聞に関する問合せ先  
福岡県総務部行政経営企画課法務班  
電話番号092-643-3028  
郵便による場合の宛先  
郵便番号812-8577（福岡県庁）

### 公告

平成25年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
次のいずれかに該当する者が受験できる。  
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの  
(2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの
- 2 試験  
(1) 方法  
試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。  
ア 衛生法規  
イ 食品衛生学  
ウ ふぐに関する知識  
エ ふぐの処理に関する実技  
(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成26年2月25日 (火曜日)	午前9時～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等 説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～ 午後5時	ふぐの処理に関する 実技	

- 3 受験手続及び受付期間  
(1) 申請方法  
ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮

影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等記載のもの）

出入国管理及び難民認定法第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚若しくは精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも

返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成26年1月6日（月曜日）から平成26年1月20日（月曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成26年1月20日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成26年3月28日（金曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

一般業務用パソコン賃貸借 3,514台 71か月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日  
平成25年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
富士通リース株式会社  
(2) 住所  
(九州支店) 福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)  
138,081,510円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成25年9月17日

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者  
(1) 名称  
株式会社リプロ  
(2) 所在地  
岡山市南区中畦1186番地  
(3) 代表者  
代表取締役 岡田 謙吾
- 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

- 3 処分の年月日  
平成25年11月25日
- 4 処分の理由  
事業者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

**公告**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

平成25年10月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油 かす及び その粉末	福岡製油 株式会社	脱脂米糠	主成分 - TN, TP, TK				

- 1 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析結果項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量
- 4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

GMサーバイメータほか3件（備44）

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

#### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年12月17日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

GMサーバイメータほか3件（備44）

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成26年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月10日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	06	計測機器	AA
05	11	諸機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務事務センター調達班に平成25年12月26日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成25年12月6日（金曜日）から平成25年12月26日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
持参する場合は平成26年1月10日（金曜日）午後4時00分  
郵送する場合は平成26年1月9日（木曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法  
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時  
平成26年1月14日（火曜日）午前10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
GM survey meter, etc

(2) Delivery period : By March 31, 2014

(3) Delivery place : According to the specifications

(4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on January 10, 2014

(5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs  
Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

# 雑 報

## 公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成25年12月6日

一般財団法人消防試験研究センター 理事長 鈴木良一

### 1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

### 2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成26年3月2日（日曜日） 午前10時から
筑後地区	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	
福岡地区	福岡市早良区西新6-2-92 西南学院大学	平成26年3月9日（日曜日） 午前10時から

# 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤				
					上	下								
25・11・15	3548	告示	1725	6		○		表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>閉店時刻</td></tr> <tr><td>午後10時</td></tr> </table></li> </ul>	閉店時刻	午後10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>閉店時刻</td></tr> <tr><td>午前10時</td></tr> </table></li> </ul>	閉店時刻	午前10時
閉店時刻														
午後10時														
閉店時刻														
午前10時														

### 3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成25年12月19日から 平成26年1月14日まで (締切日消印有効)	(一財)消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓口へ持参
電子申請	平成25年12月16日9時から 平成26年1月11日17時まで	(一財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	

### 4 受験願書等の配置場所

(一財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

### 5 問合せ先

(一財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421